

中央区地域防災計画

(令和6年修正)

中央区防災会議

はじめに

「中央区地域防災計画」は、中央区内で地震や風水害などの災害が発生した場合に、区、防災関係機関、区民、事業所等が連携して行うべき適切な防災対策や、平時からの備えなどを定めることにより、区民の生命、身体および財産を災害から守り、「災害に強いまち中央区」を実現することを目的に策定しているものです。

本区では、令和3年2月に地域防災計画の修正を行いました。その後、東京都において首都直下地震等の新たな被害想定をもとに、令和5年5月、「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。このことを受け、都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、前回の修正以降の区の防災対策の進捗を反映するため、今般、「中央区地域防災計画」を修正しました。

災害から一人でも多くの生命、身体及び財産を守るためには、「自らの生命は自らが守る」という『自助』の考え方、地域ぐるみの助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』の考え方に基づき行動する区民及び事業所等と、『公助』の役割を果たす行政や防災関係機関が、それぞれの責務と役割について共通理解のもと、緊密な連携を図りながら地域特性を踏まえた防災対策を一体となって取り組んでいく必要があります。

区においても新たに掲げた減災目標の達成に向けて、防災対策の強化・推進に引き続き取り組んでいきます。

《主な修正内容》

1 東京都地域防災計画等との整合性

- 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）により、本区の想定地震等を修正
- 減災目標の修正
- 関係法令等や各種データの更新を反映
 - ・ 災害対策基本法の改正（令和3年5月）、水防法の改正（令和3年5月）
 - ・ 防災基本計画の修正（令和5年5月）
 - ・ 災害救助法及び災害救助法事務取扱要領の改正（令和5年6月）
 - ・ 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）
 - ・ 地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年9月）
 - ・ TOKYO 強靱化プロジェクトの公表（令和4年12月）
 - ・ 東京都地域防災計画（震災編）の修正（令和5年5月）

2 前回修正以降の取組等の進捗を反映

- 「地域ぐるみ」の防災力の強化【自助・共助】
- 応急・復旧体制の推進【公助】

3 災害対応のフェーズや“地域性”を加味した計画に再編

- 施策ごとに災害対応のフェーズ（予防・応急・復旧対策）に合わせて整理
- 実災害の流れに沿って災害対応シナリオを更新
- 「地域ぐるみ」の防災力の強化に向けて、地域特性を考慮した施策を展開

◎ 凡 例

本書の表中に現在日の記述がないものは、令和6年1月1日現在である。

なお、できる限り新しいデータを記述するため、事務事業の性質や資料作成の基準日の相違などから各項目の現在日が統一されていない点がある。

◎ 用 語 例

1 法令・条例等	
防災会議条例	中央区防災会議条例（昭和38年3月中央区条例第13号）
本部条例	中央区災害対策本部条例（昭和38年3月中央区条例第14号）
本部規則	中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年5月中央区規則第13号）
本部運営要綱	中央区災害対策本部運営要綱
都防災計画	東京都地域防災計画（震災編）
区防災計画	中央区地域防災計画
被害想定	首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月） （参考）前回の被害想定（平成24年4月）
2 機関名等	
都本部	東京都災害対策本部
都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
本 部	中央区災害対策本部
区各部	中央区災害対策本部を構成する災対各部をいう。なお、本部設置前は、本区組織条例、同規則に定める部、室、所等に読みかえる。
指定行政機関	国の行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第3号）。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第4号）。
指定公共機関	公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第5号）。
指定地方公共機関	公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの（災害対策基本法第2条第6号）。
防災機関	防災計画事業に関係する区、都、警視庁、東京消防庁、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関
防災関係機関	区防災計画で整理されている全ての防災機関及び協力事業者（協定事業者、医師会等公共的団体含む）
防災関係機関等	防災関係機関及び区民、事業所
3 その他	
予 防	平時の活動
応 急	発災直後から72時間以内に必要な活動
復 旧	発災から4日以降に重点的に行う活動
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
震 災	災害対策基本法第2条第1号に定める地震により生じる被害
風水害	暴風、豪雨、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害

(50音順)	
帰宅困難者	大規模災害が発生し交通機関等がまひした場合、自宅等に帰宅することが困難な通勤・通学者や観光客等
救護所	この計画では、医療救護所及び緊急医療救護所を指す。
警戒レベル	住民が災害発生危険度を直観的に理解し、的確に避難行動がとれるよう、区市町村からの避難情報や気象庁が発表する気象情報等の防災情報を5段階で表したもの。
指定緊急避難場所	災害対策基本法に基づき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所又は施設をいう。
指定避難所	災害対策基本法に基づき、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいう。区では防災拠点等を指定している。
長周期地震動	規模の大きい地震により発生する周期の長いゆっくりとした大きなゆれ。高層ビルは周期が長い長周期地震動の影響を受けやすいとされている。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者
避難場所	都が指定する広域避難場所(大規模な延焼火災が鎮火するまで待機する公園等のオープンスペース)をいう。
負傷者 (重傷者、軽傷者)	(被害想定や災害報告における定義) 重傷者とは、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。軽傷者とは、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの(出典:総務省消防庁「災害報告取扱要領」)
プッシュ型支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へニーズ予測に基づき緊急に物資を供給
プル型支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へニーズに応じて物資を供給
防災拠点	区では、自宅の損壊等により住み続けることが困難になった区民が一時的に避難できる避難所として、全区立小中学校等を防災拠点と位置付けている。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
A. P. (Arakawa Peil)	隅田川の水位を測るため新川の河岸に設けられた霊岸島量水標の目盛による基準面
T. P. (Tokyo Peil)	東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる、A. P. +1. 134mが零位である。
DIS (Disaster Information System)	東京都災害情報システム。災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理することで、端末設置機関がこれらの災害情報を活用し、災害対策活動に役立てる。
DMAT (Disaster Medical Assistance Team)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

目 次

第1部 総 則

第1編 防災対策の基本的な考え方	3
第1章 区の基本理念及び責務	3
第2章 区民及び事業者の責務	3
第2編 計画の概要	5
第1章 計画の目的及び前提	5
第2章 計画の性格	5
第3章 計画の目標	6
第4章 計画の構成	6
第5章 計画の修正	6
第6章 他の法令に基づく計画との関係	6
第7章 計画の習熟	7
第3編 防災関係機関業務大綱	8
第4編 中央区の概況	14
第1章 地理的特徴	14
第2章 社会的特徴	15
第5編 震災の前提及び減災目標	17
第1章 被害想定	17
第2章 減災目標	20
第3章 地域危険度	21
第6編 複合災害への対応	23
第7編 発災後の時間軸に沿った災害対応シナリオ	24
第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防・応急・復旧計画）	
第1編 「地域ぐるみ」の防災力向上	39
第1章 区民の防災力の向上	41
第2章 地域による共助の推進	47
第3章 消防団活動の充実・強化	54

第4章	マンション防災対策の推進	55
第5章	事業所による自助・共助の強化	58
第6章	学校における防災体制の推進	65
第7章	災害ボランティアとの連携	66
第2編	災害に強いまちづくり	71
第1章	災害に強い都市基盤等の整備	73
第2章	建築物の耐震化の促進及び安全対策	77
第3章	マンション防災対策	80
第4章	出火・延焼等の防止	81
第5章	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	86
第3編	交通ネットワーク及びライフラインの確保	87
第1章	道路・橋りょう等	88
第2章	鉄道施設	100
第3章	緊急輸送ネットワーク	110
第4章	ライフライン施設	114
第4編	応急対応力の強化	129
第1章	初動態勢の強化	130
第2章	消火・救助・救急活動	151
第3章	警察署による秩序の維持	161
第4章	自衛隊への災害派遣要請	166
第5章	海上保安庁への支援要請	172
第6章	広域活動拠点の構築	176
第7章	受援体制の構築	177
第5編	情報通信の確保	185
第1章	区及び防災関係機関相互の情報通信体制	186
第2章	区民等への情報伝達体制	195
第6編	医療救護・保健衛生等対策	203
第1章	初動医療体制等	204
第2章	医療品・医療資器材	212
第3章	防疫及び保健衛生	214
第4章	遺体の取扱い	218
第7編	避難者対策	227
第1章	避難体制	228

第2章	防災拠点の管理・運営体制等	237
第3章	福祉避難所の管理・運営体制等	244
第4章	避難行動要支援者対策	252
第8編	帰宅困難者対策	257
第1章	一斉帰宅抑制・一時滞在施設等による帰宅困難者対策	259
第2章	帰宅支援	262
第9編	物資・給水・輸送対策	263
第1章	食料・生活必需品等	264
第2章	応急給水	269
第3章	輸送	273
第10編	区民生活の早期再建	279
第1章	被災住宅の応急危険度判定	281
第2章	り災証明書	283
第3章	応急仮設住宅の設置	288
第4章	トイレの確保及びし尿処理	292
第5章	災害廃棄物処理	296
第6章	応急教育	303
第7章	応急保育	306
第8章	応急学童育成	309
第9章	被災者の生活確保	311
第10章	義援金品	321
第11章	災害救助法等	324
第3部	災害復興計画	
第1編	復興計画の目的	332
第2編	復興体制の構築	333
第3編	復興計画策定への取組	333
第4部	風水害対策計画	
第1編	総 則	337
第1章	計画の方針	337
第2章	河川、港湾及び下水道等の整備概要	340

第2編 風水害予防対策	341
第1章 風水害への対応	341
第2章 避難体制の整備	346
第3章 水防資器材の整備	348

第3編 風水害応急・復旧対策	350
第1章 水防態勢	352
第2章 水防対策	358
第3章 情報収集及び伝達	364
第4章 警備・交通規制	376
第5章 避難者対策	376
第6章 公共施設等の応急・復旧対策	379
第7章 ライフライン施設の応急・復旧対策	379
第8章 区民生活の早期再建	379

第5部 大規模事故等対策計画

第1編 総 則	383
第1章 基本的な考え方	383
第2章 想定される大規模事故等	384
第3章 防災危機管理センター	385

第2編 事案への共通した対応	386
第1章 平時の備え	386
第2章 初動態勢	386
第3章 区の態勢	386
第4章 現地連絡調整所	388
第5章 情報収集、情報伝達	389
第6章 広報	390
第7章 警備、交通規制、警戒区域の設定	391
第8章 避難	392
第9章 救助、救急活動等	392
第10章 遺体の収容、検視、検案	393
第11章 その他	394

第3編 大規模事故等の個別対策	395
第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等	395
第2章 鉄道事故	396
第3章 道路事故	397

第4章	地下工事	398
第5章	危険物等事故	401
第6章	海上等における事故、油等流出事故	404
第7章	大規模停電	406
第8章	ガス事故	407
第9章	放射性物質対策	408

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章	対策の考え方	411
第1節	策定の趣旨	411
第2節	基本的な考え方	411
第3節	前提条件	412
第4節	今後の課題	412
第2章	防災関係機関業務大綱	413
第3章	事前の備え	418
第1節	東海地震に備え、緊急に整備する事業	418
第2節	広報及び教育	420
第3節	事業所に対する指導	422
第4節	防災訓練	423
第4章	東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	428
第5章	警戒宣言時の応急活動態勢	435
第1節	活動態勢	435
第2節	警戒宣言、地震予知情報の伝達	436
第3節	消防、水防、危険物対策	440
第4節	警備、交通対策	444
第5節	公共輸送対策	447
第6節	学校、社会福祉施設対策	449
第7節	病院、診療所対策	451
第8節	百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策	451
第9節	電話対策	452
第10節	電気、ガス、上下水道対策	453
第11節	生活物資対策	455
第12節	救援、救護対策	456
第6章	区民等のとるべき措置	457
第1節	区民のとるべき措置	457
第2節	防災区民組織のとるべき措置	459
第3節	事業所のとるべき措置	460

第 1 部 総 則

第 1 編	防災対策の基本的な考え方	3
第 2 編	計画の概要	5
第 3 編	防災関係機関業務大綱	8
第 4 編	中央区の概況	14
第 5 編	震災の前提及び減災目標	17
第 6 編	複合災害への対応	23
第 7 編	発災後の時間軸に沿った 災害対応シナリオ	24

第1編 防災対策の基本的な考え方

第1章 区の基本理念及び責務

第1 基本理念

- 1 災害から一人でも多くの生命、身体及び財産を保護するためには、防災の基本となる「自らの生命は自らが守る」という『自助』の考え方、地域ぐるみにおける助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という『共助』の考え方に基づき行動する区民及び事業所と、『公助』の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で緊密な連携を図りながら災害対応業務を展開していくことが肝要である。
- 2 災害対策の推進にあたっては、区が基礎自治体として第一義的な責任と役割を果たすものである。その上で、区は広域的役割を担う都及び国と一体となって、人々の生命・身体及び財産を守るとともに、本区の機能を維持しなければならない。

第2 区の責務

区は、基本理念にのっとり、区の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、災害対策基本法等関係法令及び中央区地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急・復旧対策の実施に努めるものとする。

第2章 区民及び事業者の責務

(災害対策基本法第7条第3項、東京都震災対策条例第8条各項、東京都帰宅困難者対策条例第3条第1項)

第1 区民の責務

- 1 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災力の向上に寄与するように努めなければならない。
- 2 区民は、震災を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 3 区民は次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具類の転倒・落下・移動防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水、食料及び生活必需品の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第1部 総則

第1編 防災対策の基本的な考え方

- 4 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 5 区民は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第2 事業者の責務

(災害対策基本法第7条第2項、東京都震災対策条例第9条各項、第10条、東京都帰宅困難者対策条例第4条第2項)

- 1 事業者は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、必要な水や食料を3日分備蓄するとともに、従業員との連絡手段を確保するなど帰宅困難者の対策に努めなければならない。
- 5 事業者は、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認の周知に努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都防災計画及び本計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
- 7 食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー等）や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者（医薬品メーカー、医療機関等）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めなければならない。

※ 東京都震災対策条例等は、資料編（172～186ページ）を参照。

※ 東京都帰宅困難者対策条例は、資料編（187ページ）を参照。

第2編 計画の概要

第1章 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、中央区防災会議が作成する計画であって、区の地域に係る災害に関し、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の前提

1 地域防災計画の修正までの主な経過

- (1) この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害などから得た教訓、全世界で大流行した新型コロナウイルス感染症による影響や近年の社会情勢の変化などをできる限り反映した。
- (2) 国は、令和3年5月、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法や災害救助法等を改正した。
- (3) 東京都は、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、震災対策の実行性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、令和5年5月に東京都地域防災計画（震災編）を修正した。
- (4) 上記(1)～(3)に加え、「中央区国土強靱化地域計画」（令和4年3月策定）をはじめ、国・都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、新たな減災目標達成に向けた防災対策の強化に必要な所要の修正を行った。

2 前提

この計画は、東日本大震災だけでなく都市の直下で発生した阪神・淡路大震災など過去の大規模災害の教訓を踏まえ、本区の防災対策を推進するものである。

また、防災に関する政策・方針決定過程や各防災拠点において女性の参画を拡大し、各種防災対策を推進するとともに、子ども、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者などあらゆる区民に対してきめ細やかな対策を講じていく。

第2章 計画の性格

この計画は、区の地域に係る防災に関し、区、都、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画である。

第3章 計画の目標

この計画における目標は、第1部第5編「震災の前提及び減災目標」（17ページ）や第4部第1編「総則」（338ページ）で想定する地震、風水害、その他大規模事故等の災害に対処できる態勢の確立を図るものとする。

第4章 計画の構成

この計画は、防災関係機関、区民及び事業者が行うべき震災対策について、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

《構成と主な内容》

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的や方針、被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画 (震災予防・応急・復旧計画)	○ 区及び防災機関が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に区及び防災機関がとるべき応急・復旧対策 [予防] 平時の活動 [応急] 発災直後から72時間以内に必要な活動 [復旧] 発災から4日目以降に重点的に行う活動
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第4部 風水害対策計画	○ 風水害予防対策、風水害応急・復旧対策
第5部 大規模事故等対策計画	○ 大規模事故等に対する必要措置
付 編 警戒宣言に伴う対応措置	○ 東海地震に対する警戒宣言に伴う対応措置

第5章 計画の修正

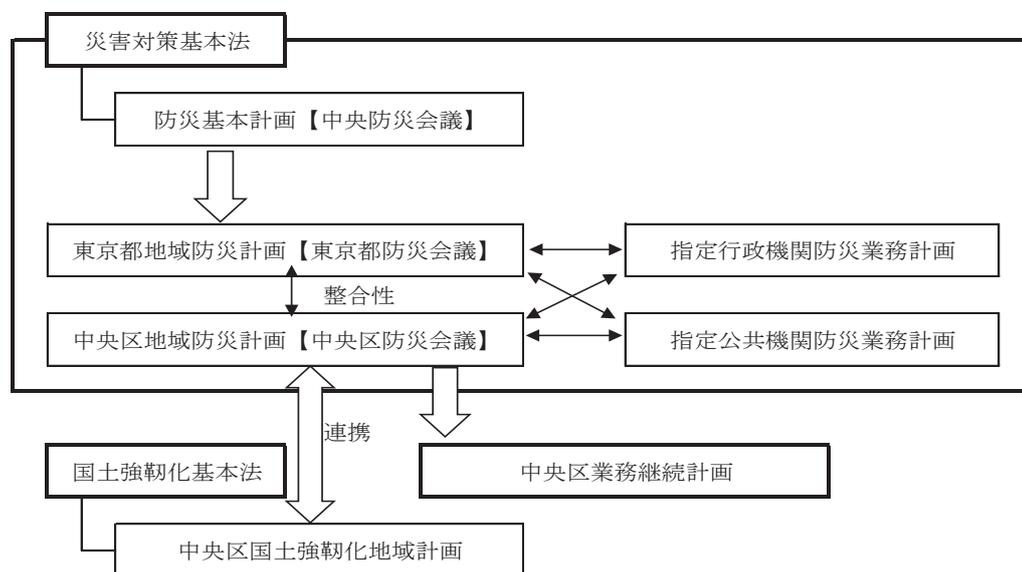
この計画は、災害対策基本法第42条（資料編170ページ）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

防災関係機関は、関係ある事項について修正の必要があると認めるときは計画修正案を中央区防災会議※（事務局：総務部防災危機管理課）に提出するものとする。

第6章 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条の規定により、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は都防災計画に抵触するものであってはならない。したがって、それらの計画と抵触することが明らかであって、かつ避け

ることができないと認められるときは、中央区防災会議において調整を図るため、関係資料とともに当該事項についての意見文書を添えて中央区防災会議に提出しなければならない。



【参 考】

- ※ 中央区防災会議条例は、資料編（190ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議運営規程は、資料編（192ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議委員等設置要綱は、資料編（193ページ）を参照。
- ※ 中央区防災会議委員名簿は、資料編（199ページ）を参照。

第7章 計画の習熟

防災関係機関は災害に際し、その有する機能を十分に発揮して効果的な防災活動を行うために、平時から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第3編 防災関係機関業務大綱

区及び本区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区	
災 対 指 令 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。 2 本部の通信情報の総括に関すること。 3 被災者の収容計画に関すること。 4 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。 6 その他災害対策の連絡調整及び総括に関すること。 7 他の部に属しないこと。
災 対 総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室及び部長会議の庶務に関すること。 2 議会との連絡その他渉外事務に関すること。 3 本部職員の動員及び給与に関すること。 4 災害対策に必要な物資、資材、車両等の調達に関すること。 5 災害に際し、応急措置の業務に従事する者に関すること。 6 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関すること。 7 り災証明の交付に関すること。 8 他の部への協力に関すること。
災 対 財 政 広 報 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 生活復興計画に関すること。 3 災害対策関係予算の総括に関すること。 4 情報機器の保全及び復旧並びにシステムの運用確保に関すること。
災 対 区 民 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の調査に関すること。 2 被災者の救出、避難誘導及び避難収容に関すること。 3 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関すること。 4 地域内輸送拠点の開設に関すること。 5 被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）の提供に関すること。
災 対 福 祉 保 健 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受領及び配分に関すること。 2 被災者の生活再建の支援に関すること。 3 ボランティアの総合調整に関すること。 4 福祉避難所の設置、管理及び運営に関すること。 5 その他被災者の厚生保護に関すること。
災 対 保 健 所 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置、管理及び運営に関すること。 2 医療、防疫及び食品衛生に関すること。 3 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関すること。 4 医師会等への協力に関すること。 5 医療関係機関との連絡調整に関すること。
災 対 環 境 土 木 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 災害地の環境整備に関すること。 3 ごみ及びし尿の処理に関すること。 4 水防関係機関等との連絡に関すること。 5 水防その他防災活動に関すること。 6 道路、橋りょう、堤防等の点検、整備及び復旧に関すること。 7 障害物の除去に関すること。 8 災害対策に必要な労務の供給に関すること。 9 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関すること。 10 災害地の清掃に関すること。 11 都が行うがれき処理への協力窓口に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災 対 都 市 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物のり災の程度の調査に関する事。 2 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関する事。 3 被災住宅の応急措置に関する事。 4 都市復興計画に関する事。 5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関する事。 6 応急仮設住宅の建設に関する事。 7 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関する事。 8 民間被災建築物の応急危険度判定に関する事。 9 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。
災 対 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容に関する事。 2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関する事。 3 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。 4 学校危機管理マニュアルに関する事。
2 都 関 係 機 関	
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路及び橋りょうの保全に関する事。 2 水防について、情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等その調整に関する事。 3 河川及び道路等における障害物の除去に関する事。
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京港海岸保全施設の保全に関する事。
水 道 局 中 央 支 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事。
交 通 局 馬 喰 駅 務 管 区 大 門 駅 務 管 区 略 称 : 都 交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
警 視 庁 第 一 方 面 本 部 中 央 警 察 署 久 松 警 察 署 築 地 警 察 署 月 島 警 察 署 東 京 湾 岸 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東 京 消 防 庁 第 一 消 防 方 面 本 部 京 本 橋 消 防 署 日 本 橋 消 防 署 臨 港 消 防 署 京 橋 消 防 団 日 本 橋 消 防 団 臨 港 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識、技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。

第1部 総則
第3編 防災関係機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
3 陸上自衛隊	
第1師団 第1普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。
4 指定地方行政機関	
海上保安庁 第三管区海上保安本部 東京海上保安部	1 地震、津波情報等の伝達に関する事。 2 震災に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する事。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事。 8 その他震災応急対策に必要な事。
5 指定公共機関	
日本郵便株式会社 中央区内所在郵便局 略称：日本郵便	1 郵便業務の確保に関する事。 2 窓口業務の確保に関する事。
東日本電信電話株式会社 略称：NTT東日本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における救護班の編成及び医療並びに助産救護の実施に関する事。 2 義援金の受領、配分及び募金に関する事。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 略称：JR東日本	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
東京ガスネットワーク株式会社 中央導管事業部 略称：東京ガスグループ	1 ガス施設等の建設及び保全に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略 称 : 東 京 電 力	1 電力施設等の建設及び保全に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
6 指定地方公共機関	
東京地下鉄株式会社銀座駅務管区 略 称 : 東 京 メ ト ロ	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
一般社団法人東京都トラック協会 中 央 支 部	1 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関すること。
7 協 力 機 関	
一般財団法人中央区都市整備公社	1 災害時における災害応急活動の協力に関すること。
東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 中 央 支 部	1 災害時における米穀の優先提供に関すること。
東 京 都 麵 類 協 同 組 合 区 内 4 支 部	1 災害時における麺類の優先提供に関すること。
一般社団法人日本非常食推進機構	1 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関すること。
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 町 治 会 会	1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること。 3 防疫活動の協力に関すること。 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関すること。
受水槽を所有する区内38事業所	1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関すること。
東 京 都 石 油 商 業 組 合 千 代 田 ・ 中 央 支 部 隅 田 商 事 株 式 会 社	1 災害時における石油類等の優先供給に関すること。
F - L I N E 株 式 会 社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社	1 災害時における救援物資の輸送等に関すること。
日 立 自 動 車 交 通 株 式 会 社 日 の 丸 自 動 車 興 業 株 式 会 社	1 災害時におけるバス輸送の協力に関すること。
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関すること。
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること。
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人東京都柔道整復師会 千 代 田 ・ 中 央 支 部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に関すること。
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。

第1部 総則
第3編 防災関係機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
株 式 会 社 ス ズ ケ ン ア ル フ レ ッ サ 株 式 会 社 東 邦 薬 品 株 式 会 社 株 式 会 社 メ デ ィ セ オ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関する事 こと。
国 立 が ん 研 究 セ ン タ ー 中 央 病 院	1 災害時の医療救護活動に関する事 こと。
東 京 都 環 境 保 全 協 同 組 合	1 災害時におけるし尿収集業務に関する事 こと。
東 京 廃 棄 物 事 業 協 同 組 合 東 京 環 境 保 全 協 会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関する事 こと。
東 京 都 中 小 建 設 業 協 会 東 京 都 産 業 資 源 循 環 協 会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関する事 こと。
株 式 会 社 京 薬 興 業 株 式 会 社 太 陽 油 化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する事 こと。
中 央 防 災 協 力 会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する事 こと。
一 般 社 団 法 人 東 京 都 自 動 車 整 備 振 興 会 中 央 支 部	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関する事 こと。
東 京 都 印 刷 工 業 組 合 京 橋 ・ 日 本 橋 支 部 東 京 都 製 本 工 業 組 合 京 橋 ・ 日 本 橋 支 部	1 災害時における応急対策活動支援に関する事 こと。
中 央 区 災 害 対 策 建 築 協 力 会	1 災害時における応急対策業務に関する事 こと。
晴 海 総 合 高 校 東 京 二 十 三 区 清 掃 一 部 事 務 組 合	1 施設の避難所利用等に関する事 こと。
福 祉 避 難 所 等 と な る 予 定 施 設 の 運 営 事 業 者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関する事 こと。
東 京 福 祉 バ ス 株 式 会 社 大 和 自 動 車 交 通 ハ イ ヤ ー 株 式 会 社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関する事 こと。
学 校 法 人 聖 路 加 国 際 大 学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する事 こと。 2 災害時における緊急医療救護所の設置・運営に対する協力に 関 する 事 こと。
中 央 エ フ エ ム 株 式 会 社 東 京 ベ イ ネット ワ ー ク 株 式 会 社	1 災害・防災情報等の放送に関する事 こと。
中 央 区 法 曹 会 東 京 弁 護 士 会 第 一 東 京 弁 護 士 会 第 二 東 京 弁 護 士 会	1 災害時における特別法律相談に関する事 こと。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関すること。
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関すること。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関すること。
特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関すること。
中央区介護保険サービス事業者連絡協議会	1 要介護高齢者の安否確認等に関すること。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関すること。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関すること。
株式会社ゼンリン 東京第一支社	1 災害時における地図製品等の供給等に関すること。
アパホテル株式会社 株式会社グリーンズ 株式会社はとバス 株式会社ホテルサイボー 丸太屋株式会社 ワシントンホテル株式会社 株式会社相鉄ホテルマネジメント パールホテル 一般財団法人東京船員厚生協会 H.I.Sホテルホールディングス株式会社	1 災害時における宿泊施設の提供等に関すること。
ヤフー株式会社	1 災害に係る情報発信に関すること。

第4編 中央区の概況

第1章 地理的特徴

第1 位置

本区は、東京23区のほぼ中央に位置を占め、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部及び旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいる。

第2 面積

区的面積は10,115km²で、都総面積の約0.46%、区部総面積の約1.61%を占めている。



区内地区別の陸地面積 (令和6年4月1日現在)

地区	陸地面積
京橋地区	3,241,913m ²
日本橋地区	2,703,015m ²
月島地区	2,330,930m ²
計	8,275,858m ²

第3 地形

本区の大部分は江戸時代以降の埋立てによってできたものであるため、起伏に乏しく傾斜は非常に緩慢である。

広がり		最端位置		土地高低	
				最 高	最 低
東西	約3km	東	日本橋浜町三丁目	日本橋本石町三丁目2番 A.P. +5.8683m	日本橋浜町三丁目45番 A.P. +1.8256m
		西	銀座八丁目		
南北	約5.5km	南	晴海五丁目	A.P. +5.8683m	A.P. +1.8256m
		北	日本橋馬喰町二丁目		

(注) A.P. …… 霊岸島量水標零位(荒川工事基準面)(東京都土木技術支援・人材センター『水準基準測量成果表(基準日・令和5年1月1日)』より)

第4 地質

本区の地質は、東京低地の基盤となっている東京層とその上に不整合にのっている有楽町層からなり、東京層は第3紀に生じた岩石で、下部、中部及び上部の3層からなっている。下部層は主に青灰色の凝灰質粘土からなり、中部層は下部砂礫層と下部粘土層、上部層は灰色や褐色の砂もしくは礫の上部砂礫層からなっている。

なお、区内の地盤高をみるならば、都内東部低地帯にあつては最も恵まれた地盤をもち、しばしば問題となっている地盤沈下は量的に微小であり、江東方面とは様相を異にし、沈下によって生ずる各種の支障はない。

第2章 社会的特徴

第1 人口分布

1 世帯と人口 (令和6年4月1日現在 住民基本台帳人口)

地域	世帯数	人口			人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女	
京橋地域	26,800	42,825	20,145	22,680	13,209
日本橋地域	33,806	55,151	26,282	28,869	20,403
月島地域	43,029	83,869	40,407	43,462	35,980
計	103,635	181,845	86,834	95,011	21,972

内外国人人口

人口		
総数	男	女
11,137	5,572	5,565

※ 国籍別で見ると、中国が5,609人、韓国・朝鮮が1,739人、米国が482人、その他3,307人

2 年齢別人口 (令和6年4月1日現在 住民基本台帳人口)

年少人口 (0～14歳)			生産年齢人口 (15～64歳)			老年人口 (65歳以上)		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
24,914	12,592	12,322	130,812	63,248	67,564	26,119	10,994	15,125

3 昼間人口及び移動人口 (出典：令和2年10月1日現在 国勢調査)

昼間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口		
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
633,390	464,211	513,030	510,146	2,884	48,819	44,319	4,500

第1部 総則
第4編 中央区の概況

4 本区の特徴

マンション等の共同住宅に居住する方が世帯率で94.2%（令和2年国勢調査）となっている。

(1) 高さ60m以上の超高層住宅の棟数（令和5年3月末日時点 データ（棟数）出典：令和4年建築統計年報 2023年版 東京都）

	棟数	戸数
既存	60棟	27,213戸
工事中	5棟	4,800戸
計	65棟	32,013戸

(2) 階層比・戸数比

ア 20階までの建物	12.3%	総戸数 50戸まで	13.8%		
イ 30階までの建物	27.7%	総戸数100戸まで	4.6%		
ウ 40階までの建物	23.1%	総戸数200戸まで	12.3%		
エ 41階以上の建物	36.9%	総戸数500戸まで	30.8%	総戸数501戸以上	38.5%

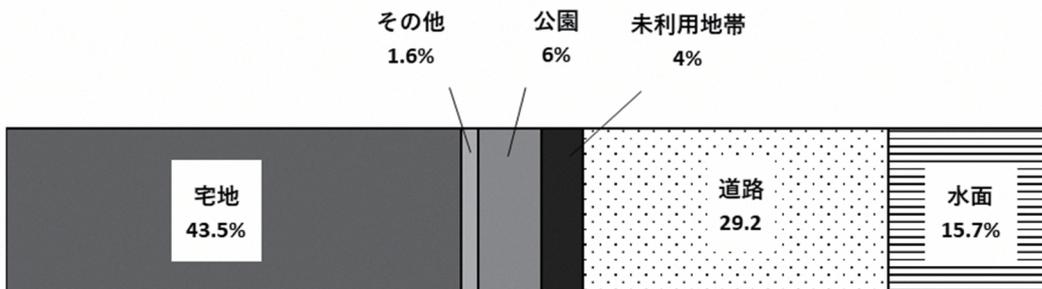
(3) 竣工年次

最も竣工年次が古いものが昭和63年で、すべて昭和56年の新耐震基準以降に建設されたものである。

第2 交通

区内には、都営地下鉄3路線10駅、東京メトロ6路線14駅、JR東日本2路線3駅の計11路線27駅があるほか、都営バス、江戸バス等により交通機関が網羅されている。

第3 土地利用（出典：東京都区部東京の土地利用 令和3年（2021）年・東京都）



第4 事業所

区内には、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業等3万4千を超える事業所があり、そこで働く従業員は77万人（出典：令和3年経済センサス活動調査）を超えている。

第5編 震災の前提及び減災目標

第1章 被害想定

第1 前提条件

令和4年5月東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、本区での被害が最大となる地震をこの計画の前提とする。

1 想定地震

項目	内容
想定地震	都心南部直下地震
震源	東京都23区南部
地震の規模	マグニチュード7.3
区内の震度 (区内比率)	6強 一部7 (5強以下:0%、6弱39.6%、6強:59.7%、7:0.7%)
震源の深さ	約49km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)

2 気象条件

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2 想定結果

1 被害想定

事 項		被 害 想 定 (冬の平日風速8m/秒)	
		12時	18時
建 物 被 害	建物全壊棟数 (合計)	714棟 ※1	714棟 ※1
	(うちゆれによる)	(700棟)	(700棟)
	(うち液状化による)	(14棟)	(14棟)
	建物半壊棟数 (合計)	1,366棟 ※2	1,366棟 ※2
	(うちゆれによる)	(1,318棟)	(1,318棟)
	(うち液状化による)	(49棟)	(49棟)
	うち建物大規模半壊棟数 (合計)	300棟 ※3	300棟 ※3
	(うちゆれによる)	(283棟)	(283棟)
	(うち液状化による)	(17棟)	(17棟)
出火による 被 害	出 火 件 数	12件	11件
	焼 失 棟 数	4棟 ※4	4棟 ※4
人 的 被 害	死 者	93人	84人
	(うちゆれ建物被害)	(85人)	(77人)
	(うち屋内収容物)	(6人)	(5人)
	(うち火災)	(1人)	(1人)
	(うちブロック塀等)	(0人)	(1人)
	(うち屋外落下物)	(0人)	(1人)
	(要配慮者の死者数)	(14人) ※5	(13人) ※5
	負 傷 者	3,249人	2,702人
	(うちゆれ建物被害)	(2,829人)	(2,287人)
	(うち屋内収容物)	(385人)	(308人)
(うち火災)	(17人)	(13人)	
(うちブロック塀等)	(4人)	(22人)	
(うち屋外落下物)	(13人)	(73人)	
重 傷 者	323人 ※6	275人 ※6	
避 難 者 数	50,124人	50,126人	
帰 宅 困 難 者 数	337,098人	337,098人	
都 内 滞 留 者 数	647,808人	647,808人	
閉 じ 込 め に つ な が り 得 る エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数	1,094台	1,096台	
自 力 脱 出 困 難 者	1,192人	968人	
災 害 廃 棄 物	99万t	99万t	
ライフライン	上水道断水率	45.5%	45.5%
	下水道被害率	4.4%	4.4%
	ガス供給停止率	30.0%	30.0%
	電力停電率	22.1%	22.2%
	通信不通回線率	0.9%	1.0%

(小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。)

- ※1 「建物全壊棟数（合計）」は、「ゆれによる全壊棟数」と「液状化による全壊棟数」の合計値である。
- ※2 「建物半壊棟数（合計）」は、「ゆれによる半壊棟数」と「液状化による半壊棟数」の合計値であるが、小数点以下の四捨五入により一致しない。
- ※3 建物大規模半壊棟数は、建物半壊棟数の内数である。
- ※4 焼失棟数は倒壊建物を含む。
- ※5 要配慮者の死者数は、「死者」の内数である。複数の属性を対象としているが、属性間の重複は除去していない。
- ※6 重症者数は、負傷者数の内数である。
- ※7 ライフライン被害は、次のとおり定量化可能な被害が限定的であり、実際には被害拡大と復旧の可能性が高い点に留意が必要である。
 - ・電力被害：配電設備被害による停電率
 - ・通信被害：配電網被害による不通回線率

2 被害の概要

- (1) 本区においては、区内面積に占める約60%の地域が震度6強の地震が発生し、ゆれ、液状化による全壊棟数は714棟である。
- (2) 死者及び負傷者は、ゆれによる建物被害を原因とするものが多い。
- (3) 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、震度6強のエリア内で発生し、ほとんどの鉄道は運行を一時停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- (4) 鉄道等の運行停止により、多数の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- (5) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

第3 津波被害想定

本区での南海トラフ巨大地震の津波による被害は、河川敷は浸水するものの住宅地等の浸水はない想定である。

事 項		津波想定	
		中央区	東京全域
南海トラフ 巨大地震	最大津波高（満潮時）	2.42m	2.63m
	30cm津波到達時間	1時間45分	1時間22分～1時間45分
	最大津波到達時間	3時間23分	1時間47分～3時間57分

第2章 減災目標

都は、都防災計画（令和5年修正）において、以下の基本認識を踏まえ、防災対策の具体化を図るため新たな減災目標を設定した。

《基本認識》

- ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
- 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要
- すべての被災者が安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要

区においても、都と一体となって効果的な防災・減災対策を推進するため、都防災計画と同様の視点に立ち、震災に対する減災目標を修正した。

減災の取組にあたっては、区及び防災機関による取組のみならず、区民一人一人・地域・事業所の意識高揚やさまざまな防災対策の活動を支援することで、「地域ぐるみで支え合い、助け合う」環境づくりをより一層推進していく。

《減災目標》

2030年度までに首都直下地震による人的・物的被害を概ね半減

《減災に向けた主な対策》

- 「地域ぐるみ」の防災力強化
 - ア 区民一人一人の「自助」による防災力の向上
(各家庭での取組及び在宅避難の普及・啓発、防災意識の高揚、出火防止対策)
 - イ 地域による「自助、共助」の推進
(防災区民組織の育成・支援、防災拠点運営委員会の活動支援、マンション管理組合等への普及・啓発等マンション防災の推進、事業所防災対策の推進、ボランティア活動等の充実強化)
- 応急復旧体制の推進
 - ア 災害に強い安全なまちづくり
(都市基盤の整備、再開発等の機会を捉えた防災機能の整備促進、マンション防災対策)
 - イ 応急対応力の強化
(職員向け訓練・研修の充実等災害対応力の強化、初動態勢の強化、防災関係機関との連携強化、受援体制の構築)
 - ウ 情報通信の確保
(防災関係機関との確実な情報通信連絡体制の確立、多様な手段による区民等への広報)
 - エ 医療救護・保健衛生等の体制強化
(医師会や薬剤師会・災害拠点病院等との連携・協力体制強化)
 - オ 防災拠点等の整備・運営体制の拡充
(地域防災の担い手の育成、備蓄・調達体制の充実、防災拠点等における感染症や要配慮者への支援強化、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定推進)
 - カ 物資輸送体制の強化
(国や都からの救援物資の受入・輸送体制の強化、水上輸送の活用)
 - キ 帰宅困難者対策の推進
(一時滞在施設等確保の拡充、一斉帰宅抑制等の一層の周知徹底)
 - ク 区民の生活再建
(被災者生活再建支援システムの活用による災証明書発行の体制確立、被災者の生活再建に向けた各種支援)

第3章 地域危険度

都は、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に算出し、その結果を都民に公表するものとしている。令和4年9月に都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」の概要は次のとおりである。

なお、今後新たな調査結果が公表された際には、本区においても公表し、周知を図るものとする。

第1 調査の目的

- 1 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- 2 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

第2 調査結果

都内の市街地区域の5,192町丁目について次の危険度を算出し、あらかじめ定められた分布率により町丁目ごとに5つのランクに分けて相対的に評価し地域の地震に対する危険度を示している。

1 建物倒壊危険度

地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したもの

2 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を算出して、火災発生による延焼の危険性の度合いを評価したもの

3 災害時活動困難係数

道路網の稠密さや広幅員道路の多さなど、道路の整備状況により避難や救助等といった災害時活動のしやすさ(困難さ)を算出したもの

第3 ランク別町丁目数

ランク(危険度)		1(低)	2	3	4	5(高)	合計
都	町丁目数	2,344	1,653	822	288	85	5,192
	分布率	45.2%	31.8%	15.8%	5.6%	1.6%	100.0%
中央区	町丁目数	52	41	4	1	0	98
	分布率	53.1%	41.8%	4.1%	1.0%	0.0%	100.0%

※ 危険度ランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

第4 区の町丁目別総合危険度

危険度		町丁目別分布
大 ↑	5	なし
	4	月島三丁目
	3	入船二丁目、日本橋人形町二丁目、佃三丁目、月島一丁目
2	2	銀座三丁目、新富一丁目、新富二丁目 入船一丁目、入船三丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目 築地二丁目、築地四丁目、築地六丁目、築地七丁目 八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目 日本橋室町一丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目 日本橋本町四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋富沢町 日本橋人形町一丁目、日本橋人形町三丁目、日本橋蛸殻町一丁目 日本橋馬喰町一丁目、日本橋横山町 東日本橋一丁目、東日本橋二丁目、東日本橋三丁目、日本橋久松町 日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目 日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、佃一丁目、佃二丁目 月島二丁目、月島四丁目、勝どき二丁目
		1
↓ 小		

※ 区の町丁目別の地域危険度マップは、資料編（1ページ）を参照。

第6編 複合災害への対応

平成23年3月の東日本大震災は大地震、大津波、原子力発電所事故が重なる複合的な災害が発生した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染症の拡大期に発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営を図るなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

このようにさまざまな災害が同時又は時間差をもって複合的に発生した場合、被害の激化や広域化、長期化が懸念される。

そのため、防災関係機関は、地震と風水害や感染症流行期等の複合災害を想定し、応急・復旧対策に関して必要な体制を確立するとともに、災害から区民の生命・身体及び財産を守るよう災害対応に関する業務機能を維持することに努める。併せて、防災拠点運営委員会の活動の場などを通じて複合災害への備えについての普及・啓発を図っていく。

風水害	○ 台風シーズン等降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
感染症 感染拡大	○ 多数の区民が避難する中で感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ○ 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性
火山噴火	○ 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○ 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化

第7編 発災後の時間軸に沿った災害対応シナリオ

- 実際に起きる災害は、地震規模はもとより、季節、曜日、時間帯に加えて気象条件などの要因によって大きく変化することから、その状況や事象に応じて柔軟かつ臨機応変な災害対応が求められる。その上で、実災害で起きる被害等についてあらかじめ具体的なイメージを持ち、発災直後からの活動を整理し、防災対策としての備えに役立てていくことが重要である。
- このシナリオは、被害想定の結果のみにとらわれることなく、①どのような災害事象が起り得るのか（被害の様相）、②区民・地域（自助・共助）の行動はどのように推移するのか、③区の災害対策本部（公助）はどのように実施されていくのか、といった視点により整理したものである。

《シナリオの特徴》

- 被害の様相は、都が被害想定の中で公表した「身の回りで起り得る被害の様相」を参考にしており、一般的な想定の一つとして作成されているため、実災害では、シナリオに記述されたすべての事象が区の地域において必ず発生するものではない。そのため、区において災対応急活動を検討する上で特に留意すべき項目をあげている。
- シナリオは、災害発生後の時間軸に沿った事象の像を描いている。そのため、被災状況の推移に対する被災者のニーズや、それに伴う区が実施すべき災害対応の一連の流れを明確化している。
今後も区防災計画の修正を機に、社会状況の変化や防災対策の進捗等に応じて適宜見直していく。

災害対応シナリオ(災害事象と災害対応)

○ 実際に起きる災害は、地震規模はもとより、季節、曜日、時間帯に加えて気象条件などの要因によって大きく変化することから、その状況や事象に応じて柔軟かつ臨機応変な災害対応が求められる。その上で、実災害で起きる被害等についてあらかじめ具体的なイメージを持ち、発災直後からの活動を整理し、防災対策としての備えに役立てていくことが重要である。

○ このシナリオは、被害想定の結果のみにとらわれることなく、①どのような災害事象が起こり得るのか(被害の様相)、②区民・地域(自助・共助)の行動はどのように推移するのか、③区の災害対策本部(公助)はどのように実施されていくのか、といった視点により整理したものである。なお、災害事象と災害対応は、一つの想定として作成されたものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相とおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

- 【凡例】
- …道路・橋りょう等の応急・復旧対策
 - …人的・物的受援
 - …帰宅困難者対策
 - …り災証明書手続
 - …避難行動
 - …情報通信
 - …応急給水
 - …被災者の生活確保(義援金含む)
 - …災害ボランティアとの連携
 - …医療救護・保健衛生
 - …輸送
 - …災害廃棄物処理
 - …応急教育等
 - …公共施設等の応急・復旧対策
 - …遺体の取扱い

発災後の経過時間		発災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月			
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】					(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)	
災害対応のフェーズ		初動対応期			応急対応期		復旧対応期		復興対応期	
災害事象と被害	建物被害 人的被害	ゆれ	○ 震度6弱以上のゆれにより、老朽化や耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊、中間層の圧壊により、人が下敷きとなり死傷者発生			余震により本震では倒壊に至らなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大につながる可能性あり				
			○ 屋内における窓ガラス等の飛散、固定していない家具等の移動による衝突・転倒や、屋外における足場の転倒や落下物等による死傷者が発生			道路啓開に時間を要するため、DMATや救出救助部隊の応援等実施		被災地域外からの救助部隊も応援に加わり、引き続き救出救助活動が継続		
		火災	○ 地震によるゆれや建物倒壊の影響で、住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し同時に火災が発生 ○ 消火設備がない集合住宅では、耐火造であっても火災が発生する可能性があり、居住者による初期消火ができない場合は住戸全体に延焼			強風下で地震が発生した場合の飛び火による延焼拡大被害の可能性あり		地震発生から数日後の復電(通電時の電気機器や電気配線のショート等)による通電火災や不審火等による火災が発生する可能性あり		
	延焼エリアの住民が、火災から逃れるよう一斉に避難を開始するため、路上が混雑し、混乱の中で死傷者が発生する可能性あり			大規模な延焼が発生した場合、鎮火するまでの数日間は、救助隊が延焼地域に近づくことができず、救出救助活動が困難						
	長周期地震動	高層ビルの中高層階では、長く大きいゆれによって、屋内の人が転倒、家具類の移動等に巻き込まれたり、出火した場合は初期消火が困難となる可能性あり			築年数が古いビルなどにおいて、構造上の安全性が担保できない場合は、一時的な利用中止や屋外への退去、周辺の人々への注意喚起が必要					
		交通インフラ	道路	道路や橋りょう等の被害、沿道建物等の倒壊、延焼火災等により、生活道路を含む道路が通行不能			高速道路及び国道、都道・区道の主要な道路は、一部で通行不能区間が残るが、緊急輸送道路の啓開は概ね完了		生活道路等が徐々に通行可能になる	
	警視庁により道路交通法に基づく交通規制実施			主要な一般道や高速道路について、点検結果を踏まえ、災害対策基本法に基づく緊急交通路の指定・交通規制継続						
	鉄道	都内の鉄道では、施設、設備の被害状況等の点検等のため、運行停止			大きな揺れにより運行停止となった地域では、鉄道の運行停止は継続					
		発災時に運行していた鉄道の乗客は直近の駅まで誘導され、駅構内だけでなく駅周辺にも利用客が滞留し帰宅困難となる			点検の結果、軽微な被害にとどまった区間等では順次運転を再開		○運行便数等の減による、通勤等への支障が継続 ○道路復旧の状況に応じてバスによる代替輸送開始			
	ライフライン	電力	○ 建物倒壊等に伴う電柱の傾斜・転倒・配電線の切断、火災に伴う配電線の焼失等による停電が発生			電柱や配電線の復		発電所の多くが復旧し、運転が再開され、停電は概ね解消		
○ 多くの建物が被災した場合は、状況確認や修理等に時間を要するため、電力会社の発電所や配電設備に被害がない場合でも停電が発生			発電所の被災により供給が低下した場合、電力需要量の調整のため、計画停電の可能性あり							
通信		○ 建物、電柱等の損壊・倒壊に伴う固定電話の配線網被害による不通回線率は数%程度に留まると想定されているが、交換機が設置されている通信ビル等が被災した場合、不通回線が増加する可能性あり ○ 携帯電話等の基地局は、伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電柱(通信ケーブル)被害等により固定電話が利用困難となった地域では、音声通信、パケット通信とも利用困難 ○ 建物、電柱等が損壊・倒壊し、通信ケーブルや携帯電話基地局が被災した場合、インターネットは使えなくなる			固定電話の不通回線の解消とともに、携帯電話の通話等の支障も解消		家屋、ビル、電柱等の損壊・倒壊に伴う配線網被害は、通信ケーブルの復旧作業が進み、固定電話の通話機能支障は概ね解消			
	安否の問合せ等が大量に発生し通話のふくそうが発生			安否の問合せ等による回線利用が多数発生する他、緊急通信や重要通信を確保するための一般通話の制御により電話がかかりにくい状態が継続						
上水道	管路の被害により一部の地域において断水が発生									
	防災拠点等では、備蓄により飲用水が提供されるほか、給水車による給水など都や区による給水活動を実施								管路の復旧がほぼ完了し、管路被害を原因とする断水は概ね解消	

発災後の経過時間		1時間		3時間		24時間		72時間		1カ月		
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】										
災害対応のフェーズ		初動対応期				応急対応期		復旧対応期		復興対応期		
災害事象と被害	ライフライン	下水道	強いゆれ等により管路の損傷等の被害が生じ、一部の地域で下水道の利用が困難				都による緊急調査の実施により、下水道の利用が困難な地域が判明		管路の緊急調査が完了し、応急復旧作業が実施される		管路の応急復旧が完了し、下水道利用の制限が概ね解消	
		ガス	水道の供給が再開されても、オフィスビルや集合住宅では管理会社等による排水管等の点検・修理が終了するまで、トイレが利用不可				○ 一般家庭の低圧ガスは、ゆれの大きな地域では安全措置が作動し広域的にガス供給が停止(マイコンメーターが震度5弱程度以上で自動遮断) ○ ガスの製造能力は維持され、高圧ガス及び中圧ガスの導管の供給は継続		全国のガス事業者から応援要員が派遣され、管路の復旧開始		安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域でガスの供給停止が解消	
		燃料	製油所や油槽所等が被災し、燃料となる石油製品の出荷・受入機能等が低下 一部のガソリンスタンドでは設備の損壊、停電等により給油ができず営業不能				タンクローリー等により燃料輸送が開始		○ ガソリンスタンドでは、渋滞や在庫不足が継続し、自動車等の利用に支障が生じる可能性あり ○ 被害の小さい製油所等では、安全確認が終了し稼働を再開			
	生活への影響	避難者	ライフラインの途絶等に伴い、一部の住民が防災拠点等や親戚・知人宅等に避難				家庭内備蓄が枯渇し、防災拠点において在宅避難者からの物資等の供給依頼が増加		避難スペースの過密状況や避難所生活環境の悪化に伴い、避難者の健康状態の低下をまねく		ライフライン復旧に伴い避難者が自宅、親戚・知人宅等へ移動するとともに、応急仮設住宅等への入居等が進み、防災拠点等の避難者数が減少	
		帰宅困難者	○ 公共交通機関が広域的に運行停止し、勤務先や通学先、宿泊先等へ移動する人や、近くに滞在先のない人が屋外に滞留 ○ 一時滞在施設の開設場所や混雑状況等がわからず、多数の帰宅困難者が発生し、駅や防災拠点に集中				公共交通機関が復旧しない間は、事業所や一時滞在施設等に滞在		運行を再開した鉄道区間では、駅やその周辺に多くの人々が集中			
		物資	建物やライフライン被害等によって、スーパー等で住民が物資を確保することが困難 道路の被害により、プッシュ型支援等による物資の受入れ(防災拠点等への物資供給)が遅延する可能性あり						衛生用品等の生活必需品などにおいて避難者ニーズ等が多様化			
		要配慮者	保護者や支援者の被災により移動困難となり、乳幼児等の引き取りや要配慮者の安否確認に支障がでる可能性あり 日本語が不自由であったり、地震に関する知識が少ない外国人や観光客等が発災時に適切な避難をとれず、火災等に巻き込まれる可能性あり				要配慮者の避難の増加等により、個々の状況に応じた支援が困難になるなど、災害関連死を招く可能性あり				生活不活発な状態で長期間過ごした結果、心身機能低下の可能性あり 外国人等が生活再建支援金等の支援制度を有効活用できない可能性あり	
		医療機能	○ 建物の損壊や火災の発生などにより、負傷者が病院に集中 ○ 災害拠点病院等を除く一部の医療機関では、建物被害等により治療が困難になる可能性あり				時間経過とともに病院等へ搬送される負傷者等が増加し、災害拠点病院等の収容力超過や医療人材の不足などの混乱が発生 →他地域への負傷者の搬送、被災地外からDMAT等の医療従事者が応援派遣					
		保健衛生・防疫	○ 多数の被災者が防災拠点等に避難することで防災拠点等の衛生環境が悪化し、感染症等により、体調を崩す避難者が発生する可能性あり ○ 避難者や自宅に留まる被災者が、停電により暖房が利用できず、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性あり						防災拠点等や在宅避難を問わず、避難生活の長期化に伴うストレスにより体調を悪化させる被災者が増加			
		生活ごみ 災害廃棄物	強いゆれや火災等による家屋倒壊や焼失等に伴い、がれき等の災害廃棄物に加え防災拠点等から大量の生活ごみが発生 ゆれが比較的小さく、被害が軽微であった地域でも、転倒・落下して破損した家財道具などの「片付けごみ」が発生				地震発生から数日間は、災害対応業務への従事、道路渋滞・道路被害に伴う回収車両の通行困難等により、十分な回収作業の実施が困難 道路啓開やビル等の倒壊に伴い散乱したがれきなどの搬送に必要な人員が不足し、作業は遅延		全国からの応援車両等が入り、大量に発生した生活ごみや災害廃棄物等の回収や処理施設等への輸送等の作業が本格化			
エレベーター被害	強いゆれや停電等に伴うエレベーターの非常停止により閉じ込めが発生 →多数のエレベーター停止により事業者の対応が追い付かず、救助まで長時間を要する箇所が発生											

発災後の経過時間		発災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月				
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】						(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)	
災害対応のフェーズ		初動対応期			応急対応期		復旧対応期			復興対応期	
予測される自助・共助の行動	区民(地域)による自助・共助	避難行動	●身の安全の確保 ●在宅避難 ●火災による一時集合場所へ避難 ●自宅損壊の危険による防災拠点への避難	→	●延焼火災による広域避難場所への避難 ●避難誘導・避難行動要支援者の避難支援	→	●防災拠点への避難 ●備蓄品の枯渇等による防災拠点への避難 ●要配慮者の福祉避難所への避難(防災拠点での生活が困難な場合)				
		情報収集	●テレビ、ラジオ、区ホームページその他利用可能な通信手段による情報収集			→		●防災拠点での情報収集	→		
		安否確認	○家族の安否確認(災害用伝言ダイヤル等の活用) ○防災区民組織の安否確認 ○マンションでの安否確認			→		○捜索(防災拠点等)	●遺体収容所での照会		
		消火・救出・救護活動	○初期消火 ○救出活動 ●負傷者の応急救護・救急搬送要請等への協力			→					
		防災拠点等開設運営	●防災拠点等の準備・開設・運営			→		(防災拠点等の自主的な運営(本格化))	→		
		生活再建								●被災家屋危険度判定結果の確認 ●被災住宅の応急修理の実施 ●被災証明書交付申請 ●生活再建支援制度の活用 ●仮設住宅への入居	
帰宅困難者		●身の安全確保 ●事業所待機(交通障害の発生により帰宅困難に陥る) ●広場などの安全な場所に一時的に避難 ●延焼火災の危険がある場合は避難行動			→		●帰宅行動開始(児童等の引取り)				
本部	都	○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○自衛隊への災害派遣要請 ○海上保安庁への支援要請			→		○本部審議(以後、適宜開催)				
	区	○本部の設置 ○非常配備態勢の発令(非常配備態勢が確立するまでは、臨時非常配備態勢で対応) ●避難指示等 ●災害情報の収集等 ○都へ自衛隊の派遣要請 ○都へ海上保安庁の支援要請			→		○本部会議(以後、都本部審議にあわせて適宜実施) ○災害救助法の適用要請→運用 ○災害復興体制の構築(災害復興本部設置)されるまで対応				

発災後の経過時間		発 災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月			
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】						(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)
災害対応のフェーズ		初動対応期			応急対応期		復旧対応期		復興対応期	
区各部	災 対 指 令 部	○災害情報の収集 ●区施設の被害状況等確認・報告 ●防災機関への通報			●都へ被害状況等を報告 ●一時滞在施設へ防災マップアプリ等での情報提供 ●都へ人的応援要請→応援調整 ●物資等輸送車両の要請	●帰宅支援情報等の収集 ●不足物資の集約→救援物資の要請 ●物資配分計画の作成				
	災 対 総 務 部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●来庁者の救護、避難誘導 ●各部の出勤状況を収集 ●区所有車両の配車		●不足人員の把握 ●人的受援の調整→区各部に応援人員の振分け (以降、●環境土木部へ適宜、道路啓開状況等の確認)			●り災証明書交付態勢の構築		●り災証明書の交付 ●区税等の徴収猶予・減免 ●プーケ21での相談窓口対応	
	災 対 財 政 広 報 部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●区ホームページのトップページを災害用ページへ切り替え ●災害広報情報の収集 ●二次被害防止のための注意喚起 ●一斉帰宅の抑制の周知		●区民等への広報 《主な広報内容》 ●災害情報や措置状況等 ●防災拠点/医療救護所開設状況 ●一時滞在施設の開設状況 ●遺体収容所の設置等	●感染症予防措置 ●帰宅支援情報等の周知		●(通常の)福祉避難所の開設状況 ●ごみの分別・集積・収集等状況			○復興基本方針の策定
	災 対 区 民 部	●区施設の被害状況等確認・報告 ●避難誘導 ●災害地調査		●避難者情報の集約(防災拠点、副拠点、福祉避難所) ●安否情報名簿の整理・更新・管理 ●語学ボランティアの受入れ→活動調整 ●物資輸送態勢の構築	●地域内輸送拠点の開設・運営 ●救援物資の受入れ・仕分け・輸送	●遺体の遺族等への引渡し(警察署との協力による) ●死亡届の受理・火葬許可証等の交付				○生活復興計画の策定

発災後の経過時間	発災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月			
	【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】					(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)	
災害対応のフェーズ	初動対応期			応急対応期		復旧対応期		復興対応期	
区各部	災対福祉保健部 <ul style="list-style-type: none"> ● 区施設の被害状況等確認・報告 ● 福祉避難所運営担当本部の設置 ● 障害者向け福祉避難所の開設、管理・運営 ● 福祉施設等で緊急入所による対応等 ● 福祉避難所運営の不足人員要請(災対総務部へ) ● (通常の)福祉避難所の開設、管理・運営 ● 要配慮者移送車両の要請 ● 福祉避難所での安否確認対応 ● 不足物資の要請(災対指令部へ) ● ボランティアニーズ等集約 ● 災害ボランティアセンターの設置・運営 ● 園児・児童の安全確保→保護者への連絡 ● 園児・児童の引渡し ● 応急保育の実施 ● 応急学童の実施 ● 被災者生活再建資金援助に関する事務(災害援護資金の貸付、災害弔慰金等の支給等) ● 義援金の募集・受付検討 ● 義援金の配分 								
	災対保健所部 <ul style="list-style-type: none"> ● 区施設の被害状況等確認・報告 ● 都・防災機関・医師会等との連絡調整→情報収集 ● 医療救護活動拠点、災害薬事センターの設置、管理・運営 ● 緊急医療救護所の開設、管理・運営 ● 医療救護所の開設、管理・運営 ● ペット類の救護要請 ● 被災者等の健康相談(防災拠点等) ● 健康相談(巡回訪問) ● 感染症予防措置(広報等) ● 遺体収容所、遺体安置所の設置・管理運営 ● 中等症者・重症者の災害拠点病院等への搬送 ● 透析者・在宅難病患者への対策 ● 都への医療品等供出要請 ● 医療品等の区内搬送 ● 医療系応援職員、医療系ボランティア要請・受入れ 								
	災対環境土木部 <ul style="list-style-type: none"> ● 区施設の被害状況等確認・報告 ● 道路・橋りょう等被害の調査 ● 交通規制状況の把握・緊急道路障害物除去路線確保の調整 ● 緊急道路障害物除去 ● 道路陥没等の応急対応 ● 河川施設の応急対策 ● 河川施設の復旧 ● 道路復旧等 ● 遺体の搜索 ● 遺体収容所への遺体の搬送 ● 給水拠点の設営→応急給水の実施 ● 仮設トイレ等の設置 ● 生活系ごみ処理計画の策定→ごみ処理 ● 災害廃棄物処理実行計画の策定→収集・処理 ● 公園施設の被害状況調査 								

発災後の経過時間		発災	1時間	3時間	24時間	72時間	1カ月							
		【想定：マグニチュード7.3/冬/平日18時/風速8m/s】						(7日以内)	(2週間以内)	(1ヵ月以内)				
災害対応のフェーズ		初動対応期			応急対応期		復旧対応期			復興対応期				
区各部	災対都市整備部		●区施設の被害状況等の把握	●応急修理計画の作成	●応急危険度判定員の派遣要請(都へ)	●被災住宅の応急危険度判定の実施	●住家被害認定調査実施態勢の構築	●(応急危険度判定後)住家被害認定調査の実施(第1次)	●住家被害認定調査の実施(第2次)	●被災住宅の応急修理の実施	●倒壊建物の解体・撤去受付窓口の設置、解体等作業委託	●応急仮設住宅等の供与	○復興基本方針の策定	○都市復興計画の策定
	災対教育部	●区施設の被害状況等確認・報告	●防災拠点の準備・開設・管理運営	●副拠点の開設・管理運営	●防災拠点での飲料水、食料、生活必需品の供給	●不足物資の要請(災対指令部へ)	●防災拠点での安否確認対応				●文化財施設の被害状況調査			
		●児童等の安全確保→保護者への連絡	●児童等の引渡し					○学用品の調達・配分		○応急教育の実施				